

令和6年2月5日

会 員 各 位

木更津商工会議所
会頭 池田 庸

「令和6年能登半島地震 災害義援金」へのご協力のお願いについて

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当会議所の運営につきまして格別のご支援・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年1月1日に能登半島地震では、石川県能登地方を中心に甚大な被害がもたらされました。被災された方々の支援や被災地の復旧・復興に役立てていただくため、日本赤十字社を通じて義援金の寄付を（一社）千葉県商工会議所連合会が受け入れの取扱いをいたします。各会員様におかれましてもご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、当所会員分を把握するため、下記申込書にご記入のうえ、FAXのご返信をお願いいたします。

敬具

記

1. 金 額 1口 1,000円

2. 振込先 千葉銀行 中央支店 普通預金 4548646
(口座名義) 令和6年能登半島地震災害義援金
一般社団法人 千葉県商工会議所連合会

*千葉銀行本支店窓口をご利用の場合、振込手数料は無料です。また、現金振込200万円以下の場合、所定の本人確認は省略されます。なお、ATM、インターネットバンキングからのお振込みにつきましては、通常の振込手数料がかかります。

*お振込に当たっては、ご依頼人名に下記申込書に記載いただいた事業所名（法人名・個人事業所名）を入れてください。

3. 取扱期間 令和6年1月22日（月）から令和6年3月22日（金）まで

4. 本義援金の寄贈先 日本赤十字社 令和6年能登半島地震災害義援金
被災地全域への寄付（石川県、富山県、新潟県、福井県）

*この「被災地全域への寄付」は、被災地4県に設置される災害義援金配分委員会により、市区町村等の自治体を通じて、全額が被災地の方々の生活支援に充てられます。

5. 税制上の取扱い

本義援金は、所得税法第78条第2項第1号「特定寄附金」及び法人税法第37条第3項第1号の「国等に対する寄附金」に該当します。

なお、当商工会議所（連合会）及び日本赤十字社からの領収証は発行されませんので、**振込領収書**ならびに**本案内**を、申告時まで大切に保管ください。

6. お問い合わせ先 木更津商工会議所 総務課 電話 0438-37-8700

「令和6年能登半島地震 災害義援金」申込書

FAX 0438-37-8705

事業所名		担当者名	
所在地	〒		
電 話		FAX	
寄付金額	円	振込予定日	月 日